

平成27年度 第8回豊岡市教育委員会の会議（定例会）会議録

○ 開会及び閉会の日時及び場所

平成27年11月19日（木）

場 所 豊岡市役所城崎庁舎 2階 大会議室

所在地 豊岡市城崎町桃島1057番地の1

開会時間 午前9時30分

閉会時間 午前11時55分

○ 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	委員（委員長）	深田 勇
	委員	友田 千織
	委員	宮嶋 珠美
	委員	中川 茂
	委員（教育長）	石高 雅信

欠席委員 なし

○ 委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名

事務局	教育次長	丸谷 統一郎
	教育総務課長	和藤 達也
	こども教育課参事	鳥居 保
	こども育成課長	福富 省吾
	教育総務課長補佐	堂垣 真弓
	教育総務課係長	向原 芳江

事務局以外 地域コミュニティ振興部

生涯学習課長	井上 貢
生涯学習課主幹	藤原 孝行
文化振興課長	榮木 雅一

○ 日程

第1 会議録署名委員の指名

宮嶋 珠美 委員

第2 前回の会議録の承認

平成27年10月27日（火）開催 第7回定例会

第3 教育長の報告

#### 第4 地域コミュニティ振興部の報告

##### 1 生涯学習課

(1) 平成27年度豊岡市成人式について

##### 2 文化振興課

(1) 第66回豊岡市美術展の開催結果について

#### 第5 議 事

- 議案第28号 豊岡市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定に関する意見について 【非公開案件】
- 議案第29号 豊岡市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例制定に関する意見について 【非公開案件】
- 議案第30号 平成27年度12月補正教育関係予算案に関する意見について 【非公開案件】
- 議案第31号 豊岡市図書館未来プラン検討会議設置要綱制定について
- 議案第32号 豊岡市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱制定について
- 議案第33号 豊岡市立保育所の一時預かり事業（一時保育事業）実施要綱の一部を改正する要綱制定について
- 議案第34号 豊岡市一時保育サービス「ママの休日プレゼント」事業実施要綱の一部を改正する要綱制定について
- 議案第35号 豊岡市立保育所の延長保育事業実施要綱の一部を改正する要綱制定について
- 議案第36号 豊岡市病児・病後児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱制定について
- 議案第37号 寄附物件の申出について（3件）
- 報告第11号 豊岡市こども支援センター設置条例附則第2項の規則で定める日を定める規則制定について
- 報告第12号 豊岡市補助金等交付要綱の一部を改正する要綱制定について
- 報告第13号 豊岡市多子世帯保育料軽減事業実施要綱制定について

#### 第6 協議事項

1 市長との懇談会を終えて

#### 第7 教育委員会事務局の報告

##### 1 教育総務課

(1) とよおか教育プラン平成27年度実践計画中間検証結果について

##### 2 こども教育課

(1) 豊岡こども支援センター10月の活動状況報告について

##### 3 こども育成課

(1) 幼稚園・認定こども園の平成27年度卒園式及び平成28年度入園式日程について

#### 第8 教育委員会活動予定

1 次回教育委員会会議の日程について

2 今後の活動・行事予定

○ 会議の概要

開会 午前9時30分

(深田委員長)

ただいまから平成27年度第8回定例教育委員会を開会いたします。

本日は教育委員5名全員が出席しておりますので、会議の定足数である過半数を満たしております。会議は成立しているということをまず報告させていただきます。

次第に従って進めさせていただきます。

**[日程 第1 会議録署名委員の指名]**

(深田委員長)

第1、会議録署名委員の指名です。本日の会議録署名委員を宮嶋委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

**[日程 第2 前回の会議録の承認]**

(深田委員長)

第2、前回の会議録の承認です。平成27年10月27日に開催いたしました第7回定例会の会議録につきまして、委員の方々の承認を求めます。事前に配付して委員の方々には確認をいただいていると思いますが、誤りだとか修正などはないでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

「なし」の声があります。会議録につきましては、承認するという事に決定してよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(深田委員長)

では、会議録につきましては、承認するという事に決定いたしました。

**[日程 第3 教育長の報告]**

(深田委員長)

第3、教育長の報告です。では教育長、報告をよろしくをお願いします。

《教育長の報告概要》

10月27日から今回の定例教育委員会会議開催までの期間における教育活動の概要

- \*11月1日に全日本の身体障害者野球選手権大会の閉会式に出席した。毎回出席して思うことは、障害を乗り越えてプレーされる姿から、私たちは本当に学ぶことが多いということである。休日でもあり、なかなか難しいが、できたら、こういったプレーを子どもたちに見せる機会があればと思う。
- \*11月4日に県都市教育長協議会に出席した。この中の協議題の1つに、保幼から小学校への連携等をどう図っていくかということがあり、豊岡市の取組を発表してほしいという依頼が事務局からあったので、豊岡市の取組をお話させていただいた。豊岡もすぐに民間園との連携がうまくいくようになったわけではないが、他市でもやはり民間との連携がうまくいかない。民間園に、いろいろな面での指導に入りにくい、従って小学校との連携も難しい。そういった報告がたくさん聞かれた。
- \*11月10日に小中一貫教育に対する説明会を、午前は校長対象、午後は教頭対象で実施した。一度説明したからといって、必ずしもそれで分かりましたということにはならないだろうと思う。小中連携の導入のときも、一度では周知徹底できなかった。今後いろいろな場を通して、「なぜこの小中一貫教育をしていくのか。小中一貫教育と小中連携とは大きく違わない」ということについては、繰り返し説明していく必要があるように思っている。
- \*11月13日におんぷの祭典の小野小学校コンサートを見に行った。子どもたちへの聴かせ方に工夫があり、また体験の場もその場にあり、子どもにとっては非常に素晴らしい音楽に触れる機会であったと思っている。
- \*昨日、三方小学校に学校訪問して、予定されている一日訪問は終えた。その校内研修会で、課題が焦点化されて、若い先生方が中心になって、たくさんの意見を述べる活気のある校内研修会に久しぶりに出会った。
- \*いじめの問題で、いろいろと取組がなされているが、その取組がされているにもかかわらず、やはり子どもたちが命を絶つという行動が後を絶たない。そういった状況で、豊岡市においても5月、9月、2月に子どもの心を理解する強化月間で取り組んでいるが、いじめに関して特化した形でアンケートをしっかりと取っていくなかで、子どもの状況を把握していく必要があるように思っている。今のところ、いじめに関するアンケートを各学校に任せているが、果たしてそれでいいのか。いじめ防止対策委員会があるので、そこでしっかりと議論していく中で、やはり、小学校用、中学校用という形で、豊岡市として共通したアンケートをすべきではないかと思っている。そのあたりはこども教育課でしっかりと議論し、幸い、25日にいじめ防止対策委員会が開催されるので、その時に協議していただいて、3学期からでもその取組ができるようになればという思いを持っている。

#### 《教育委員の質問・意見概要及び教育長の説明概要》

(中川委員)

説明された以外で、11月10日に但東っ子通学合宿というのがあるが、これはどのようなものか。

(石高教育長)

但東の3小学校の子どもたちの希望者を募って、高橋地区・資母地区・合橋地区で順番に、主に公民館を使って4日間、地域のボランティアの方が世話をされながら、子どもたちがそこに寝泊まりして共に過ごすという取組であり、大方10年経っている。私は毎年1回は訪問して子どもたちの様子を見させていただくが、世話をされる方も、食事から、夜も子どもたちが風邪を引か

ないようにということも含めての世話は大変だと思うが、10年間ずっと続けておられる。3小学校の子どもたちが1つになるという視点でも、非常に素晴らしい取組ではないかと思っている。

(深田委員長)

いじめ対策に関わってのアンケートの話があったが、本当に心の痛む事例がたくさん出ている。本市内ではまだそういう話が直接耳に入ることではないが、対策委員会も、それに対するしっかりとした取組についても、市全体としてやるということが必要である。教育長が言われたように、共通したアンケートで、どこの学校でも1回アンケートを取ってみるというのは、絶対必要なことだと思うので、そのような形で検討していただいたら本当にありがたい。

(石高教育長)

このアンケートは、1回ではなく、ルールを決めて定期的なアンケートの取り方が必要だと思う。いじめの早期発見というのは、できるだけ早く子どもの心の中をキャッチするということが大事なので、毎月になるのか、2か月に1回になるのか、そのあたりはまた議論する必要があると思うが、定期的に同じアンケートをずっと取っていくことが必要かなという思いを持っている。

(深田委員長)

ありがとうございます。その他なければ、教育長報告を以上で終了したいと思います、よろしいですか。

では、教育長報告を以上にいたします。

#### [日程 第4 地域コミュニティ振興部の報告]

(深田委員長)

第4、地域コミュニティ振興部の報告に移ります。まず最初に、生涯学習課からの報告を受けたいと思います。生涯学習課長、よろしくお願いいたします。

### 1 生涯学習課

《生涯学習課長の報告概要》

#### (1) 平成27年度豊岡市成人式について

豊岡市の成人式について、日程は、1月10日・日曜日、午後1時30分から14時10分、約40分間の予定で式典を開催する。場所は市民会館の文化ホールである。委員の方々には、1時過ぎには会場にお越しいただき、舞台の袖に控えていただき、全員舞台に登壇していただくという段取りとなる。位置付けとしては、主催者になるので、略礼服並みの服装でご参加いただきたい。式典は、開式のことについては教育委員長、閉式のことについては教育長をお願いしたい。今回この式典の中で例年と変わっているのが、新成人へのメッセージムービー上映ということである。ご承知の通り、地方創生総合戦略を策定した。その一環で、ふるさと豊岡を離れている新成人がたくさんこの場に参加するので、ふるさとへの愛着や豊岡市の情報発信などを含めた熱い豊岡市のメッセージをムービーとして発信したいということで、この上映会を開催したいと思っている。ムービーの上映時間は4分間で、現在、藤原次郎さんを中心として作成に入っている。内容としては、「君の生まれたところ、君の育ったところ、そして君が帰ってくるところ」ということで、ぜひ若者に豊岡に帰っていただき

たいというような内容を含めたものである。あとについては例年と同じ内容である。

#### ・ 第2回おんぷの祭典について

本日、当日追加資料とした、第2回おんぷの祭典の関係を報告させていただく。たくさん子どもたちに参加をいただき、参加状況を概数でまとめた。総数としては2,448人。昨年は中学生コンサートがあったので、これを除くと実質参加者は対前年度比11.4%増である。この祭典では高校生以下を子どもと位置付けているが、総数のうち、子どもについても823人ということで、前年度と比較し60%強の人数が増加しているということである。特に学校訪問コンサートについては、昨年3か所であったが、今年度は6か所ということで倍に増えたということから、子どもの人数が大幅に増えているという状況である。この中で五荘小学校では、特別支援の子どもたちも16人だったと思うが参加をいただいた。

約50分間の学校訪問コンサートを実施をさせていただいたが、特にピアニストの碓井俊樹さんには非常に気を配っていただき、工夫を凝らした演出をしていただいた。例えばピアノの周りに子どもたちを集めて、実際に弾いている手の動き、足の動きを感じさせるとか、ピアノの下に子どもを潜らせて、ピアノの音の響きといったものを肌で感じてもらうだとか、碓井さんの隣に座って、碓井さんが右手で弾いて子どもたちが左手で弾くというような、学校によって少しずつ演出を変えた対応をしていただいた。各学校の子どもたちについては、きっと素晴らしい体験になったと思うし、何か心に残ったものがあるのではないかと思っている。

学校訪問コンサートを実施した6校については、子どもたちからの感想文を出していただきたいとお願いしているところである。まだ出揃ってないが、また分析して教育委員会に提示をさせていただけたらと思っている。

既に来年の話も実行委員会の中で出ており、今年同様の6日間の日程で、日程は少し早まるかもしれないが、10月下旬から11月上旬にかけて実施をするということで、ほぼ日程も確定している。学校訪問コンサートについても同様に6校程度回らせていただけたらと思っているところであり、改めてこども教育課と調整して、回っていく学校を確定したいと思っている。各学校には、校長先生を始め、多くの学校関係者にお世話になり、心からお礼を申し上げます。

(深田委員長)

ありがとうございました。ただ今、成人式とおんぷの祭典について、2点報告がありましたが、この報告に関して何か質問だとかご意見だとかありましたらお願いします。

よろしいですか。生涯学習課の報告ありがとうございました。大変なこともたくさんありますが、万事遺漏のないように、また協議の方もよろしくお願いします。

続きまして、文化振興課、市展の結果等についての報告をお願いします。文化振興課長、説明をお願いいたします。

## 2 文化振興課

《文化振興課長の報告概要》

### (1) 第66回豊岡市美術展の開催結果について

第66回の豊岡市美術展の開催結果について報告する。会期は、10月30日・金曜日から11月3日・火曜日にかけて5日間開催した。11月3日の表彰式については、教育委員の方々には大変お世話になり、この場を借りてお礼申し上げる。

出品状況および審査結果について、出品状況、出品数は、5,970点、うち2,104展が入賞作品として審査結果を得ている。展示については、児童・生徒の佳作を除いた入選以上の作品1,311点を展示した。作品数については、前年と比較して140点程度減っている状況である。全体的に一般、高校及び児童・生徒の作品、全ての部門で少しずつ減という状況であった。児童・生徒作品については、各学校の方で相当程度絞り込んでいただいた結果なのかと思っており、一方で習字の教室での児童・生徒の数の減というのも多少なりとも影響しているかと思っている。また、今回一般の方で、絵画部門の招待作家取得該当者が1人あった。

美術講座は、全体的に昨年同様に少しずつ聴講者も増えているようである。特に写真の部では、多く受講いただいている状況には変わりないところである。

市展期間中の入場者数は、今年は比較的天候にも恵まれ、9,652人、1万人には少し届かなかったが、昨年を大きく上回る入場を得た。なお、入場者数のうち27%が子どもたちの入場鑑賞という数である。また、ボランティアの関係だが、準備期間を含めた会期中には、高校生の皆さんに大変協力をいただいた。

市のホームページでもバーチャル美術館として市展の優秀作品を展示していきたいと考えている。またぜひご覧いただきたい。

#### 《教育委員の質問・意見概要及び事務局の説明概要》

(深田委員長)

質問ではなくて、感じたことだが、やはり作品数が少し減ってきたというのは、いたしかたない状況なのかと思ったりするが、大変嬉しく思っているのは、入場者数が大幅に増えているということである。これは、例えば稽古堂でいろいろな団体が展示会をされたりというようなことが、結構、市広報等にも出たり、放送されたりしているので、そういうことが功を奏しているのではないかと思う。やはり地道な活動が続けられていくということが、この入場者数の増加につながったのかなと勝手に思ったりしているが、入場者数が増えるということは、それだけ豊岡の文化的な民度が高まっているということになると思うので、文化的な催し物が盛況を博するということは大変いいことだと思う。おんぶの祭典も含めて、いいことだと感じているので、ご苦労は十分お察しするが、これからもよろしく願いたい。

(友田委員)

感想だが、作品を見させてもらっていて、特に絵画においては、年々、子どもたちの質が上がっているというか、とてもうまくなっていると思う。それと表彰式では、大変長い時間であるが、特に園児たちの待ってる態度が、今年は最後まできちんとできていたなということをすごく感じた。それから会場内でも、受賞した子たちとお父さんお母さんが一緒に見られたり、写真を撮られたりしている姿を見て、とても自信に満ちたところを感じられた。すごくいい光景であった。

(文化振興課長)

表彰式では、運営上少し課題があると感じている。来年に向けて進めていきたいと思うので、今後ともよろしく願いたい。

(深田委員長)

どうもご苦労さまでした。では、文化振興課の報告を以上で終了させていただきたいと思いません。

以上をもちまして、地域コミュニティ振興部の報告は全て終了させていただきます。

#### [日程 第5 議事]

(深田委員長)

続きまして、第5、議事に移りたいと思います。議案第28号から議案30号までにつきましては、予算、条例として、この後、議会に議案として提出され、そして議決を経るべき事項となっておりますので、改正前の豊岡市教育委員会会議規則第18条第1項の規定に基づきまして、非公開としてよろしいでしょうか。委員の方々の了承を求めます。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

「異議なし」の声もあります。出席委員の全ての方の了承を得られたと思いますので、非公開とさせていただきます。本日は傍聴の方がいらっしゃいませんので、このまま続けさせていただきたいと思います。

では、審議案件の議案の審議に入ります。委員の皆さまにはスムーズな議事の進行にご協力いただくと共に、事務局におかれましても要点を簡潔に説明をしていただきたいと思います。それでは次第の議事に従って、資料に基づきまして審議を進めてまいります。

議案第28号から議案第30号につきましては、先ほど言いましたように予算、条例として議会に提出される、また議決を経るべき事項となっております。これは地教行法の29条に基づきまして、議会に上程する前に教育委員会の意見を聴取する案件ということになっているもので、承認を求めるものであるということをご了承ください。

#### ○議案第28号 豊岡市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定に関する意見について

##### 【非公開会議】

《 竹野南地区公民館の現地建替工事に伴い、仮館舎の位置及び施設使用料を定めるため、条例の一部を改正することについて、担当課であるコミュニティ政策課が欠席のため、教育総務課長が説明し、審議の結果、「異議なし」と承認された。 》

#### ○議案第29号 豊岡市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例制定に関する意見について

##### 【非公開会議】

《 職業能力開発促進法の改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、条例の一部を改正することについて、こども育成課長が説明し、審議の結果、「異議なし」と承認された。 》

## ○議案第30号 平成27年度12月補正教育関係予算案に関する意見について

### 【非公開会議】

《平成27年12月市議会に提案する補正教育関係予算案について、担当課長が説明し、審議の結果、「異議なし」と承認された。》

(深田委員長)

以上、ここまでが非公開の審議事項となります。これ以降につきましては公開ということで審議をお願いしたいと思います。

このまま継続させていただきます。議案第31号「豊岡市図書館未来プラン検討会議設置要綱制定について」を議題といたします。生涯学習課長、説明をお願いいたします。

## ○議案第31号 豊岡市図書館未来プラン検討会議設置要綱制定について

### 《生涯学習課長の説明概要》

まず前段で、教育委員会への報告が少し滞っていたので、経過も含め、私から報告をさせていただきます。その後、設置要綱については、図書館長から説明させていただきたい。

元々、図書館のあり方の検討については、第3次行革の実施計画の中で位置付けられており、直営かあるいは民営か、民間委託も含めて検討しなさいという指示がなされ、それに基づき検討を加えてきたところである。さまざまな人から今の図書館に対するご意見等伺ってきたところだが、いろいろな意見が輻輳して、なかなか整理がつかないのが実態であった。こういった反省から、本年の9月議会において、当初、本年度中にその方向性を定めるとしていたが、来年の9月を目途に図書館のあり方の方向性を決めたいということで、補正予算等も提案し、議会の了解を得て、2か年であり方計画を見直そうという方向転換をしたところである。その中で今回提案するのは、実際に未来プランを作っていただく案作りのための検討会議の設置要綱を教育委員会で審議いただきたいということである。

全体の主なスケジュールとしては、こういった会議を随時開催していくこと、それから図書館分館、本館も含めた、市民の方を招いたようなワークショップの開催、それから市民アンケートも実施したいと思っている。それに基づいていろいろな市民の方々の図書館に対するニーズの把握、将来に対する図書館のあり方についての意見等を集約したうえで、ワークショップ等、この会議での検討の材料として使いたいと思っている。

さらに来年については、まだ予算案の段階でどうなるかわからないが、未来像が決まれば、その未来像に基づくような市民啓発・普及啓発といったような事業も展開したいと思っている。

いずれにしても、一度リセットして、向こう10年ぐらいを目標とした図書館のあり方を腰を据えて検討したいということである。それに基づいて、市民の方々と膝を突き合わせながら、しっかり意見を聞き、そして策定を進めたいと思っている。具体的な人選等については、今進めており、この後、図書館長から説明があるが、いろいろな職種の方からこの会議に出ていただくことを予定している。

### 《生涯学習課主幹（図書館長）の説明概要》

先ほど課長が説明した経過をもとにして、まず第1条では設置の目的を掲げている。図書館が知の蔵としての本来の機能と、かつ時代の変化に対応した新しい機能を持ち合わせたあり方を検

討していく。その案を、つまり10年20年先のあり方を描いたものを未来プランと定義して、それを検討する会議というものを置くとしている。

事務については、第2条で未来プランの案を作成すること、それ以外のことについて掲げている。

組織については、第3条で委員12人以内で組織するとしている。今現在、図書館の本来の機能部分で、必ず参画をいただきたいと思っている方が、例えばまだ案だが、図書館のボランティアの方、それからもう1つは学校と教育等との連携という部分で、学校の先生、司書教諭の方、それから新たな機能の部分で、まだ手さぐりだが、地方創生の一翼を担うとすれば、例えば子育ての世代、それから子育てのノウハウを持っておられる方等、あるいはそれを情報発信できる方、メディアに携わっている方であるとか、その他、実際居場所作りの立場で、喫茶店に本を置いておられる方、喫茶店とは限らないが、本と接する機会を提供されてる方、そういった方も交えて、合計11名ぐらいで今検討している最中である。第4条で委員の構成を挙げている。第1条第1号の中では「学識経験を有するもの」と掲げており、今現在、桃山学院大学教授の山本順一先生を予定している。この方は図書館概論の本をたくさん出されており、日本全国の図書館、あるいはアメリカ、欧米の図書館についての知識も非常に豊富であり、未来プラン案作成にあたってのまとめ役として考えている。

第5条「任期」については、所掌事務が終了する日までとする。今現在、28年の9月、10月ぐらいを最終目途として事務を進めている最中である。それから第6条については、職務等を規定している。

第7条、第8条については、会議のこと、会議を公開すること等について掲げている。第9条には会議録のことについて規定している。それから第10条については、ワークショップについて掲げているが、これは委員とは全く別に、市民のニーズを把握するために、分館の立場と本館の立場の方をそれぞれ今現在10名程度、合計20名程度の方に参画をいただいて、意見をとりまめる予定をしている。

庶務等については、地域コミュニティ振興部生涯学習課図書館で事務を行う。

最後に、この要綱は、告示の日から施行するという事で進めていきたい。

(深田委員長)

ありがとうございました。以上で説明は終わりました。それでは質疑に入りたいと思います。質疑はありませんでしょうか。

すいません。私から質問ですけれども、まず1点目は、これは本館の図書館だけでなく、各旧町にあります図書館にも適応されるということになりますよね。

《生涯学習課長の説明概要》

会議の検討内容にもよるが、事務局的な考え方を申し上げると、元より影響が相当出てくると思う。分館の位置付けとして、やはり地域に根ざした図書館分館ということなので、それぞれの振興局が今、地方創生の戦略を作ろうとしている中で、図書館分館の方向性というのが少し本来の図書館の機能プラスアルファの部分が当然出てくると思っている。そういった状況を踏まえてこのプランの中で反映させる必要があるということと、もう1つは、重要な図書館法に定める「知の蔵」の機能というのはやはり堅持していかなければならないので、それとうまく刷りあわせと

というのが当然必要になると思っている。

(深田委員長)

ありがとうございます。2点目ですが、今の説明を聞いていたら、例えば喫茶店という話が出ましたので、それこそ新しい方向の図書館のあり方をここで探っていただこうということなんだなあとよく分かります。他の市町の例でも、喫茶店がえらい繁盛しているとかいうようなところもありますので、そういう意味では、広い視野で図書館のあり方を考える上で、大変いいのではないかなあと考えていますので、期待をするところでもあります。図書館がやはり、地域また市にとって大きな情報発信の1つとして役割を果たす場であるということを望んでいますので、ぜひともその点についても審議をしていただき、十分そういう機能が発揮できるようになったらいいなと思っているところです。以上、私から2点ほど質問させていただきました。

質疑打ち切ってよろしいですか。では質疑打ち切ります。

討論ありませんか。

中川委員。

(中川委員)

これは意見として申し上げるのですけれども、この検討会議、私も今委員長が言われたようにすごい期待をしています。ちょうど公立の図書館については、11月2日、課長もそれから館長も知っておられると思いますが、神戸新聞の「識者の視点」という中で、鳥取県知事や総務大臣をしておられた片山さんが書いておられたが、私はこのとおりでなと思っていますので、真剣な議論をお願いしたいと思うのと、特に教育委員会サイドで言えば、社会教育ももちろんなんだけれども、やはり学校教育の面からも、これからふるさと教育を進めていこうという、そこも1つ大きな柱になっている。まだまだ本館も各分館も、決してそのふるさと教育に関する資料が十分だと思っていないので、そのあたりも十分充実させるといったところとか、あと都会から移住してもらうということも進めているのだけれども、やはり都会と比べると蔵書がまだまだ少ないと思うので、それらもすべて豊岡で持つというのは不可能だが、なければ検索で他所の大きな図書館から借りられるというようなネットワークなんかも含めたところでこの検討会議の中でお願いしたいと思っています。それから、メンバーに図書館ボランティアを入れるというのはこれも大賛成です。そのあたりの意見も十分聞いて、いい結果を出してほしいと思います。これは希望です。

(深田委員長)

ありがとうございます。何か今の討論意見に答えるようなことがもしありましたらお願いします。

《生涯学習課長の説明概要》

私の個人的な意見も少し入るかも分からないが、片山元知事、現慶応大学の教授の記事を私も読んだし、図書館職員も全員読んでいます。もっともだと思っているし、人選にあたって市長協議を何回か重ねる中で、市長のベースも、やはりきちっとした本来の図書館というものがあってこそそのプラスアルファ分だと認識を一にしているところである。そこは今ご指摘のとおり、しっかりふまえていきたいというのが1点と、ふるさと教育の関係に関連するかどうか分からないが、

それぞれの分館のあり方を検討するということになるのだが、それぞれの分館は例えば出石だと加藤弘之さんとか、偉人がそれぞれの地域にいらっしゃるんで、そのへんの充実というのが必要かなと思っている。人的にきちっと説明できるということを含めて、今後のあり方というのは必要かなと思っている。

蔵書の他の図書館とのネットワークは現在進めており、28年度からになるが、県下の図書館とネットワークを組んで、具体的に本のやりとりをしようというような予算を計上しよう今準備をしているところである。どうしても予算的に限界があるので、できるだけ今指摘のあったとおりなので、いろいろなネットワークを駆使して、市民の方に最善のサービスを提供するようにしたいと思っている。

(中川委員)

それともう1つ紹介しておきます。一昨日、学校訪問で中竹野小学校に行きました。小学校6年生で5人ですが、教室の後ろに新聞スクラップというのを、それぞれの子どもが出していました。記事載せて、あとそれについて自分の考え方を書いていましたが、その中になんと、今言っていた公立の図書館のあり方みたいな新聞記事があった。神戸ではなく他の紙だったと思うが。その学校というのは、読書をたくさんしている学校なんだけれども、その子らがやはり「図書館に行って自分が好きな本を探したい」みたいなことを書いていたので、参考までに紹介しておきます。

(深田委員長)

ありがとうございます。その他なにか討論ありませんか。

討論打ち切りをさせていただきます。では、お諮りをいたします。本案については、原案のとおり承認するという事に決定してご異議ありませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

異議なしと認めます。議案第31号につきましては、原案のとおり承認するという事に決定いたしました。

続きまして、議案第32号「豊岡市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱制定について」を議題といたします。教育総務課長、説明をお願いいたします。

## ○議案第32号 豊岡市歴史文化基本構想策定委員会設置要綱制定について

### 《教育総務課長の説明概要》

豊岡市の文化財を総合的に保存・活用していくため、豊岡市歴史文化基本構想を策定する委員会を設置するための要綱制定について審議をお願いしたい。

先ほども生涯学習課の委員会設置要綱の審議があったが、目的以外はほぼいろいろな委員会の設置要綱と同じ項立ておよび内容となっている。とりわけ教育総務課が所管している文化財関係のいろいろな委員会があるが、それらについては、同じような項立てとしており、基本的にシン

プルな内容となっている。

設置要綱の審議にあたり、歴史文化構想とは何かという説明を簡単にさせていただく。歴史文化基本構想は、平成23年度の文化庁通知により、全国の各市町村で策定作業が進められている、「文化財行政のマスタープラン」とご理解いただきたい。地域に残る多様な文化遺産を、指定・未指定に係らず幅広く把握し、その環境まで含めて活用・保存するための構想で、地方公共団体が文化財行政を進めていくための、基本的な指針として作成することになっている。豊岡市については、平成25年度に市内全区长アンケート、天然記念物有識者への聞き取り調査を皮切りに、26年度から文化財調査を行っている。そういう資料を今、収集しているところである。

基本構想策定の背景には、過疎化や少子高齢化に伴う人口減少等、文化財を育み支えてきた地域の変化により、文化財の継承が困難になっているということが挙げられる。こうした状況において、今後文化財を適切に継承し、保存・活用していくためには、地域自らが文化財を守り活用していくことが必要であり、基本構想を作って文化財の保護と活用を図っていこうとするものである。

構想の策定については、各市町村の独創性が尊重されており、豊岡市の基本構想がどのようなものになるか分からないが、教育委員の方々には構想をイメージしていただくために、高砂市の歴史文化基本構想を準備したので、参考にしていただければと思っている。

この構想は最終的に教育委員会が策定となるので、策定途上で教育委員の方々のご意見を頂戴する機会を設けながら、28年度中の策定を目指していく。

(深田委員長)

ありがとうございました。説明は終わりました。質疑はありませんでしょうか。

(委員)

ありません。

(深田委員長)

では私から1件です。今説明をいただきましたように、平成25年にアンケートを取られましたですね。そのアンケートについての結果というのは、ひょっとしたら私も忘れていたのかもしれませんが、報告はどうなっていましたかね。

《教育総務課長の説明概要》

公表はしていないと思う。この構想を策定するためのいわゆる資料なので、要点整理したものではない。

(深田委員長)

分かりました。文化財といっても大変広い範囲になりますので、民俗学的なところから、それこそ純粋文学だとか生活習俗だとか、そういうようなところまで、広いの範囲になると思います。それでアンケート結果でどんな分類がされているのかなと少し気になったもので質問をさせていただきました。

(教育総務課長)

資料としてお出しできるものがあれば、また準備をさせていただきます。

(深田委員長)

分かりました。私の質問は以上です。質疑打ち切りをさせていただいてよろしいですか。では質疑打ち切ります。討論はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

討論打ち切りをさせていただきます。ではお諮りいたします。本案については、原案のとおり承認するという事に決定してご異議ありませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

異議なしと認めます。議案第32号につきましては、原案のとおり承認するという事に決定いたしました。

では続きまして、議案第33号「豊岡市立保育所の一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱制定について」を議題とします。こども育成課長、説明をお願いいたします。

### ○議案第33号 豊岡市立保育所の一時預かり事業（一時保育事業）実施要綱の一部を改正する要綱制定について

《こども育成課長の説明概要》

議案第33号から36号、それから最後の報告第13号については、今年度からの子ども子育て支援新制度の施行に伴い、保育サービス等の事業の実施要綱の規定を改めるものである。国の実施要綱が、一番早かったもので7月17日、それから最後の報告で挙げる県の多子世帯の保育料軽減事業が10月になってやっと実施要綱が出てきたので、改めて今月の定例教育委員会に、それぞれの実施要綱改正の要綱の制定について提案させていただく。なお、市の補助金の交付要綱についても、現在改正の作業を進めており、こちらは13本の補助金交付要綱を改正しないとイケないということで、今、総務課の文書法制係の最終のチェックを受けている段階である。また来月の定例教育委員会に改めて報告させていただく。

議案第33号は、豊岡市立保育所の一時預かり事業（一時保育事業）実施要綱の一部を改正する要綱を制定するものである。子ども子育て支援新制度の施行、それから国の一時預かり事業の実施要綱が定められたこと、それから認定こども園制度が改正されており、保育所・幼稚園とは別の認可を受ける認定園ということになるので、その改正に伴って関係する条文を改正している。

まず実施要綱の名称だが、かっこ書きで「一時保育事業」と入れていたのを、「一時預かり保育事業」ということで統一し、題名を「豊岡市立保育所等の一時預かり保育事業実施要綱」に改

めている。第1条、第2条、第3条については、国の一時預かり事業実施要綱の規定に伴い、文言等の修正をしている。第1条の4行目では、従前の要綱では「市立保育所における事業の実施」と定めていたが、認定こども園を改めて表記する必要があるために、「市立保育所または認定こども園における事業の実施」という規定に改めるものである。

それから第3条で、保育所設置条例、それから認定こども園の設管条例に基づく保育所と認定こども園が実施施設になることの規定に修正をしている。

(深田委員長)

ありがとうございました。説明は終わりました。質疑はありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

質疑打ち切りをさせていただきます。討論はありませんか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

討論打ち切りをさせていただきます。では、お諮りします。本案については、原案のとおり承認するという事に決定してご異議ありませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

異議なしと認めます。議案第33号につきましては、原案のとおり承認するという事に決定いたしました。

続きまして、議案第34号「豊岡市一時保育サービス『ママの休日プレゼント事業』実施要綱の一部を改正する要綱制定について」を議題といたします。こども育成課長、説明をお願いいたします。

### ○議案第34号 豊岡市一時保育サービス「ママの休日プレゼント」事業実施要綱の一部を改正する要綱制定について

《こども育成課長の説明概要》

豊岡市一時保育サービス「ママの休日プレゼント事業」実施要綱の一部を改正する要綱制定については、先ほどの一時預かりと同様に、新制度の施行、それから国の実施要綱に基づき、関係条文の所要の規定を改正するものである。

第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条について、先ほどの一時預かり事業の実施

要綱と同様に、所要の規定の方を改めている。こちら、これまで第3条のところ、「市内の保育所」という規定であったが、「認可保育所」または「認定こども園」ということで、保育所と認定こども園を実施主体とすることで、規定を改めている。

(深田委員長)

ありがとうございました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では質疑打ち切りをさせていただきます。討論はありませんか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

討論打ち切りをさせていただきます。ではお諮りいたします。本案は原案のとおり承認することによって決定してご異議はございませんか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

異議なしと認めます。議案第34号は、原案のとおり承認することによって決定いたしました。

続きまして、議案第35号「豊岡市立保育所の延長保育事業実施要綱の一部を改正する要綱制定について」を議題といたします。こども育成課長、説明をお願いします。

### ○議案第35号 豊岡市立保育所の延長保育事業実施要綱の一部を改正する要綱制定について

《こども育成課長の説明概要》

豊岡市立保育所の延長保育事業実施要綱の一部を改正する要綱制定については、こちら、新制度の施行、それから国の延長保育事業の実施要綱、認定こども園法の制度の改正に伴う関係条文の規定の整理をしたものである。

実施要綱の題名が、これまで「市立保育所の延長保育事業」としていたが、認定こども園も実施施設として規定する必要があるために、「豊岡市立保育所等の延長保育事業」ということで題名を改めるものである。第1条、第2条、第3条、第4条について、実施施設を「保育所」から「保育所または認定こども園」に改めること、それから第3条で保育標準時間の認定が、新制度で制度化されたので、それに伴う延長保育の実施時間の規定を改めている。

(深田委員長)

ありがとうございました。説明は終わりました。質疑はありませんか。  
宮嶋委員。

(宮嶋委員)

第3条の事業の実施時間が、7時半から8時、4時半から7時とありますが、内容が分からないので説明をお願いします。

《こども育成課長の説明概要》

これまで保育認定は1本の認定で基本は8時間であるが、仕事等されている方については、11時間の保育が保障されていた。新制度では保護者の就労時間に合わせて月120時間を境に、公立の保育所では8時半から4時半までの8時間保育が保育短時間で、7時半から6時半までの11時間は保育標準時間である。この8時間と11時間の二とおりの認定を行うことになり、8時間保育の保育短時間認定の方は、朝の7時半からの1時間、それから午後4時半から午後7時までの2時間30分については延長保育事業ということになる。保育標準時間の11時間保育の認定を受けた方については、7時半から午後6時半までが11時間なので、それを越えた30分が延長保育ということになるのでこの規定になっている。

(宮嶋委員)

分かりました。ありがとうございます。もう1ついいですか。この要綱は告示の日からとなっていますが、これは27年からですか。

(こども育成課長)

今回改正する要綱はすべて告示の日から施行しますが、適用については平成27年4月1日まで遡って適用するという事です。

(宮嶋委員)

分かりました。

(深田委員長)

よろしいでしょうか。では、質疑、あとありませんか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では質疑打ち切りをさせていただきます。では討論ありませんか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

討論打ち切りをさせていただきます。では、お諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり承認するということに決定してご異議ありませんでしょうか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

異議なしと認めます。議案第35号につきましては、原案のとおり承認するということに決定をいたしました。

続きまして、議案第36号「豊岡市病児・病後児保育事業の実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。こども育成課長、説明をお願いいたします。

### ○議案第36号 豊岡市病児・病後児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱制定について

《こども育成課長の説明概要》

豊岡市病児・病後児保育事業の実施要綱の一部を改正する要綱制定については、新制度の施行に伴って、国の病児保育事業の実施要綱が改正されたので、それに合わせて関係の規定の整理をしている。

国の要綱で大きく変わった点というのが、これまで対象の児童を「小学校3年生まで」としていたが、「小学校に就学している児童」と改められたので、小学校6年生までを対象とする内容に改めている。それから国の通知文書が、病児保育事業の実施についてということで、新しく規定をされたので、その条文の説明に改めている。

第2条で対象児童の規定を「小学校に就学している児童とする」ということ、それから実施施設の要件として、国の病児保育事業の実施についての数字に基づいて、その実施要件に適合した施設でサービスを提供するという内容に改めている。

(深田委員長)

ありがとうございました。説明は終わりました。質疑はありませんか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では質疑を打ち切ります。討論はありませんか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

討論、打ち切ります。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに決定してご異議はあ

りませんか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

異議なしと認めます。議案第36号は原案のとおり承認するという事に決定いたしました。

続きまして、議案第37号「寄附物件の申出について」を議題といたします。教育総務課長、説明をお願いいたします。

### ○議案第37号 寄附物件の申出について

《教育総務課長の説明概要》

3件の寄附物件の申し出があったので、これを受納しようとするもの。寄附の内容については、一覧表のとおりである。1件目は、補正予算の議案で説明したもの、2件目と3件目は個人からの学校への寄贈である。個人3件からの寄附物件の申し出を受納することについて、審議いただきたい。

(深田委員長)

説明ありがとうございました。説明は終わりました。質疑はありませんか。

では、質疑打ち切りさせていただきます。討論ありませんか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では、討論打ち切りをさせていただきます。では、お諮りいたします。本案につきましては、原案のとおり受納を承認するという事に決定してご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(深田委員長)

異議なしと認めます。議案第37号につきましては、原案のとおり受納を承認するという事に決定いたしました。

続きまして議事の報告に入りたいと思います。報告第11号「豊岡市子ども支援センター設置条例附則第2号の規則で定める日を定める規則制定について」を議題とします。子ども教育課参事、報告、説明をお願いします。

### ○報告第11号 豊岡市子ども支援センター設置条例附則第2項の規則で定める日を定める規則制定について

《こども教育課参事の説明概要》

豊岡市こども支援センター設置条例附則第2号の規則で定める日を定める規則を、資料のとおり定めたので、報告するもの。

(深田委員長)

説明は終わりました。では、ただ今の報告事項につきまして、質問ご意見等ありますでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では、報告第11号につきましては、このようになっておりますということをご了承をお願いします。

続きまして、報告第12号「豊岡市補助金等交付要綱の一部を改正する要綱制定について」を議題といたします。教育総務課長、説明をお願いします。

○報告第12号 豊岡市補助金等交付要綱の一部を改正する要綱制定について

《教育総務課長の説明概要》

豊岡市補助金等交付要綱の一部を改正する要綱を定めたので、報告するもの。これは兵庫県教育委員会補助金交付要綱の改正に伴い、本市の補助金等交付要綱の関係条文を改正したもので、去る11月11日に告示した。具体的には、兵庫県教育委員会の補助金として、県登録文化財修理防災施設等事業の補助メニューが追加され、市の随伴補助が伴うので本市の補助金等交付要綱も対応できるように改正したというものである。ちなみに豊岡市の県登録文化財は、城崎の四所神社だけなので、これにより四所神社の建物の保存・修理工事や白アリ駆除などの補助が可能となるということである。

(深田委員長)

説明ありがとうございました。何かご意見だとか質問だとかありますでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では、報告第12号につきましては、このようになっているということで、ご了承ください。

続きまして、報告第13号「豊岡市多子世帯保育料軽減事業実施要綱制定について」を議題といたします。こども育成課長、説明をお願いします。

○報告第13号 豊岡市多子世帯保育料軽減事業実施要綱制定について

《こども育成課長の説明概要》

これまで幼稚園、保育所それぞれに、県の多子世帯保育料軽減事業を受けて、実施要綱を定めていたが、今年度から新制度の移行に伴って、県の所得要件の基準が保育所・幼稚園一本化されたために、これまでの保育所・幼稚園それぞれの実施要綱を廃止して、新たに多子世帯保育料軽減事業実施要綱を制定するものである。

第1条で県が実施するひょうご多子世帯保育料軽減事業に基づき、多子世帯の第3子以降の児童が、保育所・幼稚園等利用した場合の利用者負担額を軽減することを目的としている。第2条の(1)は多子世帯の定義である。満18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、3人目以降の子どもが幼稚園等利用した場合に適用される。ただ所得要件があり、(2)のウで、市町村民税の所得割を合算した額が、11万9千円以下であること。保育所・幼稚園ともにこの基準が適応されるので、この基準に該当する方について軽減を行うというものである。第3条以降に利用者負担額の軽減額、軽減の申請等についての規定を定めている。

別表は、軽減される額が3歳未満児は、月額5,500円まで。3歳以上児は月額4,000円までが軽減の上限ということで、それぞれ毎月の保育料から軽減するということになる。

この要綱は告示の日から施行するが、これまでの多子世帯保育料軽減事業、保育所、公立幼稚園分の実施要綱については、廃止するというのを附則で定めている。

(深田委員長)

ありがとうございました。説明終わりました。なにか質問、意見等ありますでしょうか。

(委員)

なし。

(深田委員長)

では報告第13号については、このようになっているということをご承知おきください。

議事につきましては、以上で終了いたしました。

休憩をしたいと思います。11時10分に再開します。暫時休憩に入ります。

————— 休憩 —————

(深田委員長)

休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

## [日程 第6 協議事項]

### 1 市長との懇談会を終えて

第6、協議事項「市長との懇談を終えて」を協議事項といたします。各委員の方々からこの件につきまして感想をいただいたり、また各委員の方々の現時点で考えておられます課題だとか意見だとかについてお伺いできればと思っています。

先日は懇談会、大変ご苦労さまでした。あの時にいろんな話が出てきましたので、感じるところ等々あるかと思っています。今後の懇談を考える上でも、必要かなと思います。感想という形でけっこうですので、ご意見をいただければと思います。どうでしょうか。

中川委員。

(中川委員)

最後にとりまとめた課題に対しての、法的な問題だとかの研究というのは、やはりきちんとやってほしいなと思っています。以上です。

(深田委員長)

他に何かありますでしょうか。

宮嶋委員。

(宮嶋委員)

この第3次とよおか教育プランの中間検証結果報告書を読ませてもらって、外部の検証意見に市長との懇談会で話したことがたくさん記載されていると思いました。この中で、「保護者は子どもの発達特性があることを認めにくい」とあり、そのとおりだと思いました。保護者に発達特性を伝える時に、先生と保護者との信頼関係がとても大切だと思います。こども支援センターが組織化され、より充実したことは、発達特性を早期に発見し伝えられるという点で有意義なことだと思いました。

(深田委員長)

ありがとうございました。

教育長。

(石高教育長)

総合教育会議を開いて、期間を置かずに今回懇談会をやっているが、市長の様子を見てみると、市長は「ん、それで、何が？」という、おそらくクエスチョンマークがあったのではないかなと思う。市長との懇談会をやろうという一番大きな狙いは何かというと、総合教育会議で話のできない内容を、懇談会でやってみようということではないか。テーマとして今回このテーマでよかったかどうか。今後、市長との懇談会をしていくときに、セレクトしながらやっていく必要があるなということ、この前の市長とのやりとりを見ながら思いました。

例えば、統合に関するものを協議するとか、懇談会でできる内容をもう少し焦点化していくほうがよかったかなという、後になってのこれは反省ですが、そういった思いを持ちました。

(中川委員)

私も統合のことはやはり良いとは思いますが。ただ市長との懇談会で、じゃあ委員はどうだと言われたときに、こちらサイドの統合に対する考え方というのは、統一はできてなくてもいいんだけど、そこそこ市長に対して、一委員としてこう思うとかいう、そこまでになっていないから、ちょっとしんどかったかなあと思うんですけどね。タイミング的には、言われるように、例えば統合問題などは最たるものだとは思いますが。

(石高教育長)

ちょっと、総合教育会議とあまりにも期間がなかったから、市長はおそらくこの内容だったら別に今日ここで議論しなくても、総合教育会議で出してもらってもよかったのにと、多分そう思った思いが頭の中になかったかなと思いました。

(中川委員)

教育委員会の会議終了後に、正式な議題でなくても、私たち自身がやはり統合についての勉強をしたほうがいいと思う。その時期になっていると思いますけどね。

(深田委員長)

その他なんかありますか。

(友田委員)

私もそういう意味では、ちょっと総合教育会議とつながっていなかったなということと、自分自身の勉強不足と、あと、事務局に任せてしまって、頼ってしまったかなという反省です。

(深田委員長)

私は、統合の問題については必ず総合教育会議の議題として出てくるものだと思っていますので、それまでの間に、市長部局、特に市長との間にどんな齟齬があるのかなということについては、懇談会等で知ることが大事かなとは思っています。そういう意味では、学校整備審議会で話をいただいているところでもあり、もうしばらくしたらそれなりに方向性が出てくると思いますので、教育委員会としての方針そのものについては、その後でもいいかなとは思っています。必ず一回、総合教育会議に出す前には、懇談会の中で出てくる話だと思っております。

今回のことに関して言えば、何かこちらからお願いをしないといけないことについて話をするのかなという思いがあったので、ああそうか、お願いをすることじゃないということであれば、お願いをしたことについての報告をするということになるかなと思っていました。外国語教師の派遣等々の事業についての財政的な裏付け等々のお願いということも前々から出てましたが、それについてはある程度の目処が立っているということだったから議題にはならなかったのかなと思っていましたので、なかなか懇談というのも難しいなと思ったのが、正直な感想です。

(石高教育長)

私は今、統合というのを1つ事例で出したのですが、要するに何を言いたいかといったら、総合教育会議の中で議論できないものを、この座談会の議論にするべきではないかなと言ったわけです。その1つの例として統合というのを事例として挙げたのですが、そういった視点で、これからこの市長との座談会の内容をしっかりとやはり考えていく必要があると思う。

(深田委員長)

そうですね。それは思いますよね。

今、話が出ましたように、やはり総合教育会議の事前の打ち合わせ等々のことも含めて、今回の感想としては、懇談の質をもう少し考えていけないといけないのではないかなということだと思いますので、これは事務局だけでなく、私たち自身も提案しなければいけないことだろうと思

ます。また各自、そういうところが私たち個人個人の課題かなということで、ちょっと考えておいてほしいと思います。

(石高教育長)

せっかくの機会です。例えば、教育委員さんの方から、市長との懇談会でこんなことを議題にして話してみようやということも出すべきではないかな。しっかりと考えて、1年に1回ですから、そういったことも必要かなと思います。まず私たち自身の意識もしっかりと持っていかなければいけないと思います。

(深田委員長)

今、教育長が最後に言われたことが私たちの大きな課題ということですから。今回は、こういう点を考えていかないといけないという教訓だったのではないかとということで、この協議事項につきましては閉じさせていただいてよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(深田委員長)

協議事項、以上で終了いたします。

## [日程 第7 教育委員会事務局の報告]

(深田委員長)

続きまして第7、教育委員会事務局の報告に移らせていただきます。

まず教育総務課、「教育プランの中間検証結果について」報告をお願いします。

### 1 教育総務課

《教育総務課長の報告概要》

#### (1) とよおか教育プラン平成27年度実践計画中間検証結果について

とよおか教育プラン平成27年度実践計画の中間検証を終えたので、その旨を報告するとともに、その結果を別冊にまとめたのでご清覧をいただきたい。

昨年までは教育行動計画、いわゆる本市の教育振興基本計画を検証していたが、今年度からの第3次とよおか教育プランのスタートに伴い、実践計画の方を検証するという方法に変更した。更に検証シートの様式や方法もまったく新たなものとした。

実施方法は、まず担当課においての自己検証、それから検証委員会による検証である。検証委員会により、担当課が自己検証したその妥当性を検証していただいた。今後は、この中間検証と、各学校が実施している現場検証等により、28年度の実践計画の策定作業を行っていききたい。

検証委員会の委員と日程については、資料に記載しているとおりで、また後程ご覧いただきたい。本日は詳細な中間検証の内容についての説明は行わないが、今後は本日配付した追加資料のとおり、作成スケジュールを進めていきたいと考えている。教育委員の方々にも、

28年度の実践計画の素案ができた段階でご意見を伺いたいと思っている。その時期は1月の中旬になる予定である。

それとは別に、気付かれた点や提案などがあれば、事務局に連絡をいただければ大変ありがたい。

《教育委員の質問・意見概要及び事務局の説明概要》

(石高教育長)

今年は数値指標を検証しようと思ってもできないわけだが、来年度はこの数値指標に対する検証は具体的にどのように考えているのか。

来年度は数値指標を立てて1年間経過する。当然、その数値に対する検証をしなかったら、本来の意味で検証にならないのではないかと。

(教育総務課長)

28年度の実践計画を策定をするときには、新たな28年度の数字を設定するのだが、そのときには27年度の数値検証というのが入ってくると理解している。学テの質問紙を用いた評価については、変更にならないわけである。他の事業の中での数値目標は、これから変わってくるものがある。

(石高教育長)

今年がいいが、来年度はどうするのか。学テの結果を用いた数値は今年度は評価できないというのは分かっている。来年度、その数値に対する評価というのはどうしていくのか。それはしないのか。できたかできなかったかという達成度に対する評価はしないのか。

最終検証ではまだできない。なぜかと言ったら、その数値を作ったのは前年度の学テを元にして数値を作ったわけだから。

(こども教育課参事)

学テの部分のところだが、この形式を採用するときには議論したように、指標を極力減らしていくことで焦点化していく。最初、この数値目標を立てるときに混乱をしてしまったのが、1取組に1指標を作るというスタイルをついつい頭で考えてしまったわけである。そうすると、取組に対して、取りやめにするだとか拡大するだとかという判断はつきやすい。けれども指標というのはそういう考え方でやってはいけないということで、修正する議論をした。そこで例えば、7ページでは、頭の力のところの指標を7項目に絞り込んだわけだが、すべて黒い四角で塗りつぶしているものなので、学力学習状況調査の項目を指標として使っている。現状値は、その年度の学力学習状況調査の豊岡市の数値で、目標値を設定している。この目標値を設定する際の数字の作り方は、40人学級に1人の子どもをよりよい方向にしていこうという数値で、目標値を設定した。そして一番右側は、本年8月27日に公表された豊岡市の結果である。教育長がおっしゃったのは、目標値との差異で目標値を達成できたものと達成できていないものについてどうするのかというお尋ねだったので、それは指標でこんなふうに出た、ではこの指標を左右する取組はどれかという、特に中心になる取組を触っていくことになる。その作業を通して中間報告は挙げているということである。

(石高教育長)

私が言いたいのは、要するに、掲げてある指標を、目標値を達成するために、この取組があり、全部がひっついている。ということは、達成できなかったとするならば、この取組に何が欠けて

いたのか、そのあたりをしっかりと評価しなかったら、同じ取組をずっと並べているだけでは、いつまでたっても変わりませんよということである。

(こども教育課参事)

8ページをご覧いただくと、それぞれの担当で、こういう自己検証というものをやっている。そこで例えば、施策ア、学力学習状況調査の結果等を踏まえた学力向上策という括りで、取組を8つ入れている。この8つがいわゆる平成28年度実践計画の施策アについての取組になる。この8つの取組を増やすか増やさないか、あるいは修正するかということで、学力学習状況調査の結果等を踏まえた学力向上策を達成していきたいという論理になる。

そこで、指定指標①のA問題における正答率が40%以下の児童・生徒の割合は、残念ながら26年数値よりも悪い結果となってしまった。しかし②国語・算数・数学の勉強が好きだと思っている児童・生徒の割合や、③授業の目標の表示、④振り返り活動においては改善されている。今後①の指標の数値にも反映されることを目指し、各取組に確実に取り組んでいきたいという解釈で、①から⑧の取組については継続実施ということを、そのような論理でここに挙げている。

問題は次年度の目標値をどうするかということだが、そこは、まだこれから担当課内で議論して、これは27年度の計画なので、そのまま議論をして、28年目標値はやはり同じようにしようかとかいうことは議論をすることになるが、このように、1つ1つではなく、指標と関連させて、数字を解釈して取組の継続実施を判断したという、その論理は持っている。

(石高教育長)

そのあたりをしなかったら、指標と事業をまったく分離した形で評価していくと、結局、この事業は良かった・悪かっただけの、まさに事務事業評価で終わってしまう可能性がある。だからそのあたりをしっかりと、数値指標を掲げた以上は、この数値に到達するためにはこの取組でいいのかどうか、それと結びつけながら、評価・検証してほしい。

(こども教育課参事)

数値目標を立てるときに議論はできるかなとは思っているが、教育長が指摘されている論理については、できるだけ充実させるようには考えている。

(石高教育長)

例えば、評価委員の検証の仕方。いわゆる机を並べてそこだけで検証するだけではなしに、具体的に、特別にこの数値はしっかり検討しようというものが、仮にあるとするならば、現場に出かけて行って、仮に学力が低いとしたら、現場の先生方と議論しながら評価・検証することも大事ではないかと思う。そういったことが可能かということも含めて、改めてお願いしておきたい。

(こども教育課参事)

少し付け加えさせていただくが、もう一度8ページを見ていただきたい。現在、中間検証のところまで終わっている状況である。この後、12月中にそれぞれの学校園に、いわゆる実際に授業をする先生たちに、この実践計画の取組についての意見集約を、約1か月間かけて行う。それから小学校長会・中学校長会、保育園・認定こども園の代表の方で、検討委員会として1月に1回と2月に1回行う。その現場の人たちの意見を聞いて、先ほど現場検証という話があったが、それも含めて、教育委員の方々の意見も聞いたうえで、最終検証というところで、実際に担当課検証はBだったけれどもやめることにするとか、最終判断をもう一回本年度中にすることになるので、できる限り総合的な意見を聞く中で、また現場の様子をできるだけ把握する中で、取組は決めていこうと思っている。

(中川委員)

感想としては、外部意見の中間検証というのはかなり実態も知ってもらって、ちゃんと検証ができていたと思った。それに比べて、担当課の中間検証というのはA・Bとかあるわけだが、ほとんどBである。やはり今、中心で頑張っていこうとしている事業、支援センターなんかもそうだし、ふるさと教育とか、不登校対策とか、それが本当にBでいいのかなと思う。継続推進でいいのか。なぜAにならないのか。Bの状態では担当課の気合い度が伺えない。これは率直な感想である。

(こども教育課参事)

別に気合いがないBではなくて、燃え盛るBだというふうに考えていただきたい。拡充ということにすると、内容を変えるということになる。それが妥当かどうかを考えたときに、例えばこれ以上のものをビルド&ビルドになっていくということについて、現場の声を聞く必要があるので、先ほど話したように、今後12月いっぱいをかけて現場の声を聞き、その時に、やはりこれはもっと拡充するべきという最終判断をそこですることになるのだが、154の取組があるので、できれば減らしたい。皆が思っているのだが、実際に担当してやっていると、なかなか減らすのも難しく、かといって増やせばもう認識ができないぐらいになってしまうということがあるので、その拡充していく方向も確実なものが見つからない限り、なかなかAをつけにくいというのが現状である。Bというのは相当な覚悟で続けるぞという意味合いがある。

(中川委員)

でも、その思いが誰にも伝わっていない。ほとんどBである。Aと言ったら、遊具の定期点検とか、それから生徒会とか。不登校もBである。

まあ、よろしい。

(深田委員長)

評価の手法というのは、いろいろとあると思うが、私はAとかBとかというのは、担当課で最終的に出てくるのだろうと思うが、この中間の場合であれば、ある程度、こういうところまではできているということと、いやもうこれはこれからも大きな課題になるというような評価の仕方をするべきだと思っているから言うが、そうでなかったらほとんどBだと思う。それと、この段階でそれこそCになったら、課題の設定自体が甘かったということになると思うので、やはりこの評価の付け方の問題もそこにあるというのが1点と、もう1つは外部検証については、なかなか辛辣な意見が出ていたりして、ああしっかりと見ていただいているなと感じた。担当課と外部評価とが著しく異なっているところ、例えば、派遣の事業だったか、友好親善交流のところについては、外部評価と担当課とちょっと視点が違うからかもしれないが、厳しいなと思った。そういうことも含めて、やはり中間評価というのはなかなか難しいだろうと思うが、ABCの示し方でいいのかというようなことも考えていったほうがいいのかと思ったのが感想である。

その他ありますか。

では、「とよおか教育プランの中間検証結果の報告について」は以上にいたします。

続きまして、こども教育課、「豊岡こども支援センター10月の活動状況について」報告をお願いします。

## 2 こども教育課

《こども教育課参事の報告概要》

(1) 豊岡こども支援センター10月の活動状況報告について

資料は市長との懇談会の打ち合わせのときに示した表である。頑張っていて活動している。

(深田委員長)

ありがとうございます。なにか質問だとかご意見ありますか。

では、こども教育課報告、以上で終了したいと思います。

続きまして、こども育成課、「幼稚園・認定こども園の平成27年度卒園式及び平成28年の入園式の日程について」報告をお願いします。

### 3 こども育成課

《こども育成課長の報告概要》

(1) 幼稚園・認定こども園の平成27年度卒園式及び平成28年度入園式日程について

3月、4月の幼稚園・認定こども園等の卒園式、新年度の入園式の日程について報告する。卒園式については、今年度は3月19日、20日が土日になる関係で、3月17日・木曜日を幼稚園・認定こども園短時間児の卒園式とさせていただく。新年度の入園式については、4月12日・火曜日が幼稚園の入園式ということで、今年度から1年保育の幼稚園がなくなったので、すべての園が一斉に卒園式・入園式を同じ日にすることになる。

(深田委員長)

ありがとうございます。なにかこれに関して質問だとかご意見はありませんか。

では、こども育成課の報告は以上にしたいと思います。

### [日程 第8 教育委員会活動予定]

(深田委員長)

第8、教育委員会の活動予定について、事務局、説明をお願いします。

《教育総務課係長の説明概要》

#### 1 次回教育委員会会議の日程について

次回の教育委員会会議の日程は、12月21日・月曜日の午後1時30分から本庁舎2階の大会議室で開催する。

1月の開催日を決めていただきたい。事務局の第1希望としては1月26日・火曜日の午後1時30分から、第2希望としては翌日の27日・水曜日の午後1時30分からである。どちらがよろしいか。

＜ 各委員の都合を確認し、1月定例会は1月26日・火曜日の午後1時30分から本庁舎の会議室で開催することに決定した。 ＞

#### 2 今後の活動・行事予定

今後の活動行事予定は資料に記載しているとおりである。11月27日から12月議会が開会される。出席者の調整をしていただいたので、一覧表にしてお配りする。よろしくお願ひしたい。

(深田委員長)

ありがとうございました。11月、12月、1月の予定がある程度入っておりますので、前もってご予定よろしくお願いいいたします。

教育委員会の活動予定については以上です。その他この際なにかというようなことがありましたらお願いします。

(宮嶋委員)

統合して初めての竹野中学校の文化祭を見てきました。学年弁論といって、各学年から1人ずつ弁論するのがあるのですが、1年生は竹野南小学校から来た女の子の弁論でした。その中で、小小連携をずっとしてきて、その子は竹野中学校に行くのは嫌だったそうです。自然学校や修学旅行で一緒だったのだけれど、私は竹野中学校に行きたくないなと思っていたらしいのですが、統合してその思いが消えて、とても楽しく学校生活を送っているという弁論がありました。統合を竹野中学校に進めた私として、いろいろまだ問題はあられるかもしれませんが、そんな意見が聞けたというのを、報告させていただきます。

(深田委員長)

ありがとうございます。他、ありませんか。

では、以上をもちまして、定例の教育委員会を閉会します。

---

閉会 午前11時55分

---